

令和7年度 教育研究大会への助成 募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会栃木支部

教育研究大会への助成事業は、教育関係団体が、栃木県内で開催する全国・関東ブロック研究大会に対し助成を行う事業です。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会栃木支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

栃木県内で開催する研究大会に助成することを通して、本県教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ①営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ②他の機関からの委託によるもの
- ③既に終了しているもの
- ④自己の財源によって実施可能なもの

(3) 助成の条件

- ①応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ②令和7年度中に開催される教育研究大会に助成します。
- ③教職員等、教育関係者を対象とする教育実践に関する研究大会への助成です。総会、協議会のみ、講演会のみでの大会、児童・生徒が主体となる研究発表会等については助成の対象にはなりません。

(4) 募集の対象

栃木県内の教育関係団体が主催または主管し、栃木県内で開催する全国大会及び関東ブロック規模の教育研究大会（私的な研究団体、サークル等は募集の対象にはなりません。）

(5) 募集期間

令和7年4月1日（火）～ 5月30日（金）

(6) スケジュール

令和7年4月 1日	募集要項を当支部ホームページに掲載、申請受付開始
5月30日	申請書提出期限
6月 中旬	選考
6月 下旬	決定通知の送付
7月 中旬	助成金の送金
令和8年1月30日	成果報告書の提出

(7) 応募方法

- ①申請書の作成・提出 以下の書類を作成し、当支部宛に郵送してください。
 - ・教育研究大会助成金申請書（教育研究大会助成様式1）
 - ・大会の開催要項（開催計画書）及び収支予算書
 - ・前年度（前回）の大会の開催要項及び会計報告
- ②応募締切 令和7年5月30日（金）当日消印有効とします。

3 助成金額

(1) 標準額

全国大会 15万円 関東ブロック規模の大会 8万円

(2) 助成金額の増減

参加者の範囲、参加人数等により、助成金額は次の範囲で増減する場合があります。

全国大会：9万円～20万円 関東ブロック規模の大会：5万円～14万円

(3) 助成の対象となる費用、対象外費用

- ①助成の対象となる費用 助成の対象は、研究、活動に直接的に関わる以下の費用です。
 - ・消耗品費 ・図書購入費 ・印刷製本費 ・通信費
 - ・外部講師の謝金・交通費（助成金額の概ね5割以内に収めてください。）
- ②助成の対象とならない費用
 - ・大会とは関係なく、団体運営のための人件費などの通常経費
 - ・大会開催に関わる経費のうち、スタッフの人件費・旅費・飲食費、助成団体内部に還流する謝

金・会場費等

- ・大会事務局等で使用する汎用性のある機器等の備品費（パソコン、コピー機、タブレット端末等）やOAソフトの購入費
- ・大会組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等

※助成後に対象外費用を使用した場合や提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正が認められた場合は返金していただくことがあります。

費用についてご不明の点は、計画書の提出前に必ず、栃木支部にご相談ください。

4 選考

(1) 選考方法

- ①栃木支部教育振興事業選考委員会の選考に基づき、栃木支部幹事会の議を経て支部長が助成団体を決定します。
- ②助成の採否を文書で各申請団体に連絡します。なお、選考についての情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しませんのでご了承ください。

(2) 選考基準

- ①萌芽性 創造性に優れ、発展の可能性が大きい
- ②計画性 計画が十分に検討されている
- ③貢献性 教育現場や地域社会への貢献が期待できる内容である
- ④適正性 現下の教育課題や社会状況、ニーズを的確に把握している
- ⑤必要性 教育委員会、企業等の補助、助成等が得難く、当支部の助成の必要性が高い

(3) 選考結果の通知

令和7年6月下旬を目途に文書で通知します。助成が決定した場合、助成金の「銀行振込依頼書（教育研究大会助成様式2）」を送付しますので、ご提出ください。助成金の送金は7月中旬以降を予定しています。

5 研究大会の実施及び報告書の提出

助成を受けた団体は、申請書の内容に従って助成金を使用します。助成金を使用する際には、必ず領収書（コピー可）を取り、教育研究大会への助成 成果報告書（教育研究大会助成様式3）と併せて令和8年1月30日（金）までに提出してください。

6 後援について

改めての後援申請は不要です。大会要項等に後援団体として当支部の名称を掲載する場合には正式名称「公益財団法人 日本教育公務員弘済会栃木支部」と記載してください。

7 助成対象団体の義務等

- (1) 助成を受けた団体は、申請書の内容に従って助成金を使用します。助成金を使用する際には、必ず領収書（コピー可）を取り、成果報告書と併せて郵送してください。
- (2) 研究・活動の終了後、成果報告書（教育研究大会助成様式3）を令和8年1月30日（金）までに郵送してください。成果報告には会計報告も含まれます。
なお、提出された報告書等は当支部が公表できるものとします。
- (3) 助成対象団体が研究機関のホームページや広報誌、論文等により助成事業の成果を発表する場合には、日教弘支部の助成金の交付を受けて行った成果であることを必ず記載してください。
- (4) 当支部発行の「弘済会だより」及び「当支部ホームページ」等に助成対象団体を公表することに同意してください。

8 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記載された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の団体名及び助成内容と助成金を、ホームページ、広報紙等で公表します。

9 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会栃木支部
〒320-0066 宇都宮市駒生1-1-6 栃木県教育会館内
TEL 028-622-4110 FAX 028-627-5263
E-mail : tochigisibu@poplar.ocn.ne.jp
UR : <https://www.nikkyoko.or.jp/company/tochigi/>